

大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例案

第1条 大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第10条」を「第11条」に改める。

第4条第3号イの表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 乳児を利用させる場合にあつては、調乳のために必要な器具又は設備を設けること

第6条を次のように改める。

(小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に係る設備の基準)

第6条 小規模保育事業所A型（設備運営基準第28条に規定する小規模保育事業所A型をいう。以下同じ。）及び小規模保育事業所B型（設備運営基準第31条第1項に規定する小規模保育事業所B型をいう。以下同じ。）には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、小規模保育事業所A型及び小規模保育事業所B型には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

(1) 乳児を利用させる場合 調乳のために必要な器具又は設備

(2) 乳児又は満3歳未満の幼児を利用させる場合（次号に掲げる場合を除く。）

沐浴用設備（浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。）

(3) 満2歳以上満3歳未満の幼児のみを利用させる場合 シャワー設備（シャワーを用いて行う幼児の衛生的かつ安全な沐浴のための専用の設備（沐浴用設備を除く。）をいう。以下同じ。）

第7条中「乳幼児の沐浴のために必要な」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 乳児を利用させる場合にあつては、調乳のために必要な器具又は設備

(2) 乳幼児の沐浴のために必要な器具又は設備

第10条を次のように改める。

（保育所型事業所内保育事業に係る設備の基準）

第10条 保育所型事業所内保育事業所（設備運営基準第43条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。）には、次に掲げる器具又は設備を設けなければならない。

(1) 乳児を入所させる場合にあつては、調乳のために必要な器具又は設備

(2) 沐浴用設備

(3) 幼児の専用の手洗設備及び便器

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（小規模型事業所内保育事業に係る設備の基準）

第11条 小規模型事業所内保育事業所（設備運営基準第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、小規模型事業所内保育事業所には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

(1) 乳児を利用させる場合 調乳のために必要な器具又は設備

(2) 乳児又は満3歳未満の幼児を利用させる場合（次号に掲げる場合を除く。）

もく  
沐浴用設備

(3) 満2歳以上満3歳未満の幼児のみを利用させる場合 シャワー設備

第2条 大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(保育所型事業所内保育事業に係る設備の基準)

第10条 保育所型事業所内保育事業所（設備運営基準第43条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。）には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保育所型事業所内保育事業所には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

(1) 乳児を入所させる場合 調乳のために必要な器具又は設備

(2) 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる場合 もく  
沐浴用設備

(3) 満2歳以上満3歳未満の幼児を入所させる場合 シャワー設備

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第2条の規定の施行の際、現に存する保育所型事業所内保育事業所（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第43条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）のうち、第2条の規定による改正後の大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第2項（第3号に係る部分に限る。）に定める設備の基準（以下「第3号基準」という。）に適合しないものであって、同号に定めるシャワー設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る第2条の規定の施行の日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間（当該保育所型

事業所内保育事業所における設備の設置状況その他の状況を勘案して第3号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める保育所型事業所内保育事業所にあつては、当該事由が継続していると市長が認める間)に限り、同号中「シャワー設備」とあるのは「シャワー設備又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

家庭的保育事業等に関する設備の基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及  
第11条

び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「設備運営基準」という。）（第22条、  
第23条第 1 項、第34条第 1 項及び第42条並びに附則第 2 条及び第 5 条を除く。）に定めるところによる。

(家庭的保育事業に係る設備の基準)

第 4 条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（以下「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1) 省 略

(2) 乳児を利用させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備を設けること

(2) 省 略

(3)

(3) 乳幼児の保育を行う専用の部屋（以下「保育部屋」という。）を 2 階に設ける建物は次の  
(4)

ア、イ及びカに掲げる要件に、保育部屋を 3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること

ア 省 略

イ 保育部屋が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること

階	区分	施設又は設備
省 略	省 略	省 略
4 階以	省 略	省 略
上の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号に規定する構造の屋内階段であって、建築物の 1 階から保育部屋が設けられている階までの部分について、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国

		<p><u>土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる</u>と認められるものに限る。)を有する付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡しており、かつ、同条第3項第2号、<u>第3号及び第9号</u>を満たす構造であるもの又は同条<u>第3号 第4号 第10号</u></p> <p>第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 - 3 省 略</p>
--	--	--

ウ-ク 省 略

(小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に係る設備の基準)

第6条 小規模保育事業所A型(設備運営基準第28条に規定する小規模保育事業所A型をいう。

以下同じ。)及び小規模保育事業所B型(設備運営基準第31条第1項に規定する小規模保育事業所B型をいう。以下同じ。)には、沐浴用設備(浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。)並びに幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、小規模保育事業所A型及び小規模保育事業所B型には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

- (1) 乳児を利用させる場合 調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 乳児又は満3歳未満の幼児を利用させる場合(次号に掲げる場合を除く。) 沐浴用設備(浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。)
- (3) 満2歳以上満3歳未満の幼児のみを利用させる場合 シャワー設備(シャワーを用いて行う幼児の衛生的かつ安全な沐浴のための専用の設備(沐浴用設備を除く。)をいう。以下同じ。)

(小規模保育事業C型に係る設備の基準)

第7条 小規模保育事業所C型(設備運営基準第33条に規定する小規模保育事業所C型をいう。

以下同じ。)には、乳幼児の沐浴のために必要な器具又は設備を設けなければならない。  
次に掲げる

- (1) 乳児を利用させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 乳幼児の沐浴のために必要な器具又は設備

(事業所内保育事業に係る設備の基準)

第10条 事業所内保育事業を行う事業所には、<sup>もく</sup>沐浴用設備並びに幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

(保育所型事業所内保育事業に係る設備の基準)

第10条 保育所型事業所内保育事業所（設備運営基準第43条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。）には、次に掲げる器具又は設備を設けなければならない。

- (1) 乳児を入所させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備
- (2) <sup>もく</sup>沐浴用設備
- (3) 幼児の専用の手洗設備及び便器

(小規模型事業所内保育事業に係る設備の基準)

第11条 小規模型事業所内保育事業所（設備運営基準第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、小規模型事業所内保育事業所には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

- (1) 乳児を利用させる場合 調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 乳児又は満3歳未満の幼児を利用させる場合（次号に掲げる場合を除く。） <sup>もく</sup>沐浴用設備
- (3) 満2歳以上満3歳未満の幼児のみを利用させる場合 シャワー設備

第11条 - 第12条 省 略

第12条 第13条

大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

（第2条による改正関係）

（保育所型事業所内保育事業に係る設備の基準）

第10条 保育所型事業所内保育事業所（設備運営基準第43条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。）には、次に掲げる器具又は設備を設けなければならない。

- (1) 乳児を入所させる場合にあつては、調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 沐浴用設備
- (3) 幼児の専用の手洗設備及び便器

第10条 保育所型事業所内保育事業所（設備運営基準第43条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。）には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保育所型事業所内保育事業所には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

- (1) 乳児を入所させる場合 調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる場合 沐浴用設備
- (3) 満2歳以上満3歳未満の幼児を入所させる場合 シャワー設備